

【第1章 地域福祉計画の見直しに当たって】

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、近年は社会情勢等が変化する中、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、アパートの増加による転入・転出による世帯の入れ替わり、自治会の加入率低下などがあり、地域による差はあるものの、市全体では地域のつながりの希薄化が懸念されます。

住民の地域参加や地域での支え合い、またそれを支援する体制づくりとして、本市では、これまで「うるま市地域福祉計画」を策定し、「住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり」を基本理念として様々な地域福祉の取り組みを進めてきました。

第二次計画においては、地域福祉コーディネーターの配置や、小地域福祉ネットワークの組織化、相談体制の充実、福祉サービス等の充実などを掲げ取り組んできましたが、住民の地域参加や自治会を中心とした小地域福祉ネットワークの形成及び支え合いの体制づくり等で課題も見られ、地域福祉対策の一層の充実が必要となっています。

また、近年は災害時の避難行動要支援者への支援や、生活困窮世帯の自立支援策も必要となっているほか、社会福祉法人には地域社会への貢献の責務も国から示され、行政と地域の関係機関や団体等が連携し、支援を必要とする人に対応していく体制づくりも求められています。さらに、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においては「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の地域づくりについて国から示され（中間取りまとめ）、今後の地域福祉の具体的な方向性が見えてきています。

このようなことを踏まえ、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進するため、第二次計画を見直し、平成29年度を初年度とする第三次うるま市地域福祉計画を策定しています。

2. 計画の目的

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心して暮らしていけるよう、住民一人ひとりの多様な生活課題に目を向け、住民等の主体的な参加・協力を得て、地域の課題を発見・解消・緩和・防止するための体制を計画的に整備することを目的とします。

3. 計画の性格

この計画は、地域福祉推進の基本的な考え方及び具体的な取り組みを定めるものです。なお、地域福祉の推進主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うもの（以下「住民等」という）」であることから、住民等と行政が協力し、地域における地域福祉活動を展開していくための道筋を示すものです。

◎地域住民及び地域団体、地域福祉活動や福祉関連事業を行う事業所や関係者も、共に地域の福祉活動を展開していこう！



4. 計画の位置づけ

(1) 国の法制度や指針・通知、県計画に基づいた計画

○本計画の策定に当たっては、社会福祉法第107条及び国の指針で定める「地域福祉推進の理念」や「基本目標」、「計画に盛り込むべき事項」を踏まえるとともに、地域の実情や特性を考慮して策定を行っています。

○また、国からの以下の通知等に基づいて策定しています。

- ・「計画策定指針の在り方について」（平成14年4月1日付通知より）
 - ・「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成19年8月10日付）
 - ・「高齢者等の孤立の防止について」（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成22年8月13日付）
 - ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月／内閣府）
 - ・「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成26年3月27日付）
 - ・『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部決定」（平成29年2月7日厚生労働省）
- ※資料編参照

○県では「沖縄県地域福祉支援計画」を平成28年3月に策定しており、少子高齢化の進行や非正規雇用の割合が高いことを課題に示し、見守り体制整備や福祉人材の養成確保、子どもの貧困対策等を計画に盛り込んでいます。この計画との整合性も図り策定しています。

■（参考）社会福祉法第107条より

（市町村地域福祉計画）

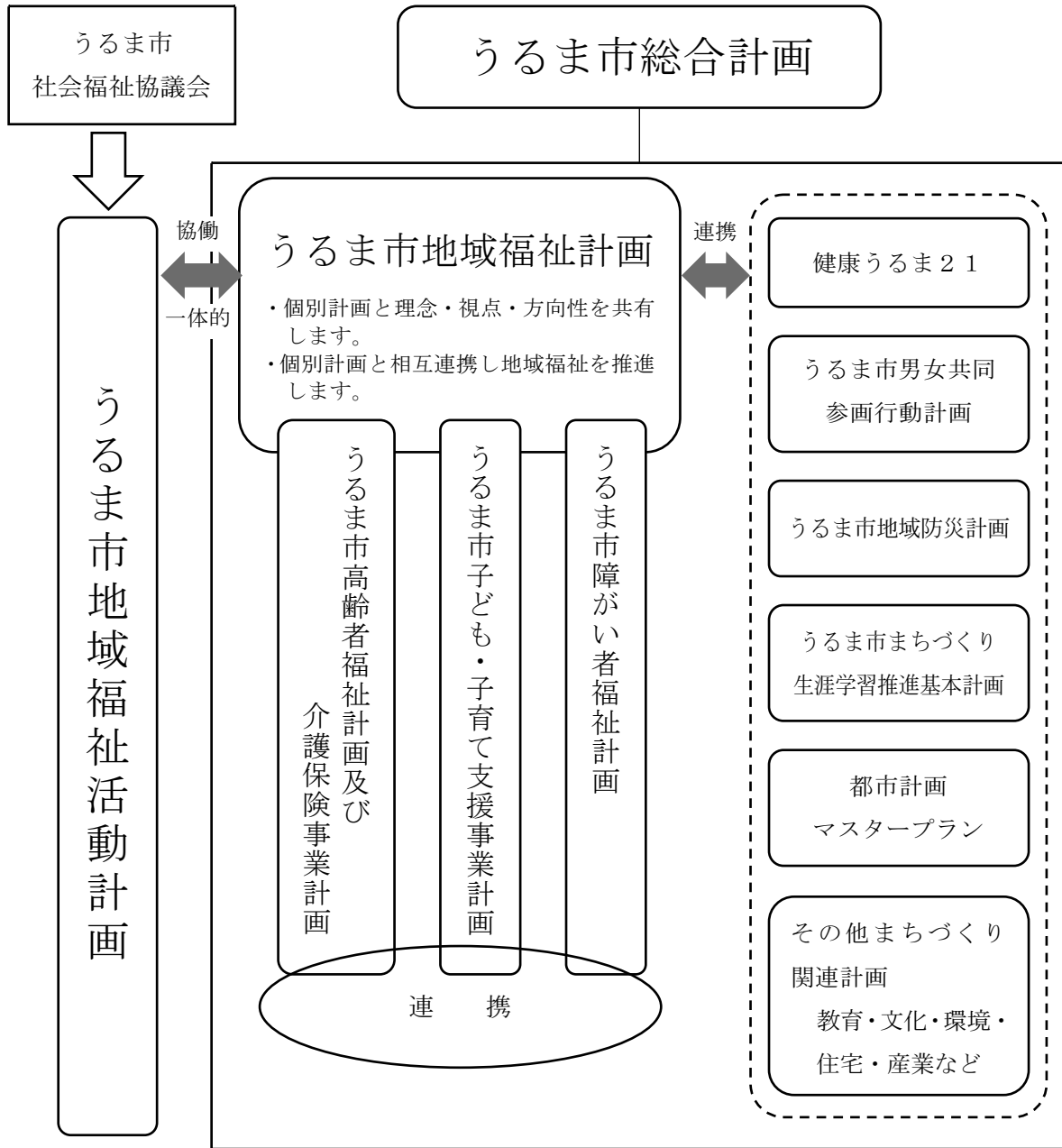
第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

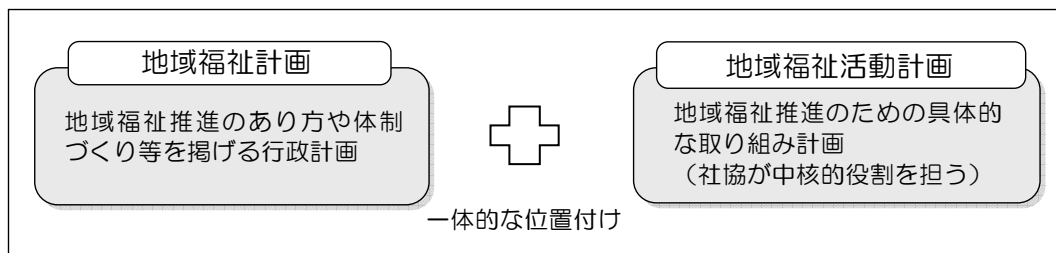
②市の総合計画や関連計画との整合性

○本計画は、市の上位計画である「うるま市総合計画」に基づくとともに、個別の福祉計画や健康づくり計画及びその他関連計画との整合性を保ち、地域住民や関係団体等の主体的な地域福祉活動の方向性を示す役割を担う計画として位置づけています。

○また、地域福祉活動の中核となっている市社会福祉協議会では「うるま市地域福祉活動計画」を策定しています。この計画は行政計画ではありませんが、市の地域福祉計画と考え方・方向性を共有しながら、具体的な地域での取り組みを掲げる計画です。このため、地域福祉活動計画と協働し、一体的に地域福祉を推進します。



【「うるま市地域福祉計画」と「うるま市地域福祉活動計画」との関係】



5. 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5ヵ年とします。なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況やニーズ等に変化が見られた場合は、その動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

年度 計 画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
うるま市総合計画	← 基本構想（平成29年～38年度） →				
	← 前期基本計画（平成29年度～平成33年度） →				
うるま市地域福祉計画	← 第三次計画（平成29年度～平成33年度） →				
うるま市子ども子育て支援事業計画	←（平成27年度～平成31年度）→		←（平成32年～36年度）→		
うるま市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 （3年を1期とする計画）	←（～平成29年度）→	←（平成30年度～平成32年度）→			←（平成33年～35年度）→
うるま市障がい者福祉計画 （6年間の計画で策定）	←（～平成29年度）→	←（平成30年～35年度）→			
うるま市障害福祉計画 （3年を1期とする計画）	←（～平成29年度）→	←（平成30年度～平成32年度）→			←（平成33年～35年度）→
健康うるま21	←（～平成29年度）→	←（平成30年～34年度）→			

